

平成22年 No.34

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

特任教授等に特任助教を加えることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 6 月 2 日 役員会 審議・承認

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年6月3日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成22年規程第23号

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：特任教授等に特任助教を加えることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （定義） 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教授，<u>特任准教授</u>，<u>特任講師及び特任助教</u>（以下「特任教授等」という。）に関し，必要な事項を定める。 （趣旨） 第2条 この規程において「特任教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者，並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授，准教授，<u>講師又は助教</u>の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成22年6月3日から施行する。</u>	〔省略〕 （定義） 第1条 この規程は，東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教授，<u>特任准教授及び</u>特任講師（以下「特任教授等」という。）に関し，必要な事項を定める。 （趣旨） 第2条 この規程において「特任教授等」とは，国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち，学長の命により，本学の運営上特に必要な業務に従事する者，並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で，東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授，准教授<u>又は</u>講師の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 〔省略〕